様式第１号(第１２条関係)

建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書

年　　月　　日

千代田町長　　様

共同企業体の名称

共同企業体代表者

の住所、名称及び

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

共同企業体構成員

の住所、名称及び

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

共同企業体構成員

の住所、名称及び

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

このたび、連帯責任によって、請負工事の共同施工を行うため、　　　　　　　を代表とする（特定・経常）建設工事共同企業体を結成し、貴町施工の請負工事の入札に参加したいので、別紙指定の書類を添えて入札参加資格の審査を申請します。

なお、この参加申請書及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 構成員別氏名又は名称 | 許可番号 | 許可年月日 | 許可業種 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 希望する履行名称 |  | | |
| 希望する履行場所 |  | | |

注)共同企業体の構成員の住所、名称及び代表者の氏名は、当該法人の本社のものとすること。

様式第２号（第１２条関係）

特定建設工事共同企業体協定書

（目的）

第１条　当共同企業体は、次の工事を共同連帯して営むことを目的とする。

(1)　千代田町発注に係る　　　　　　　　　　　工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下「建設工事」という。）の請負

(2)　前号に附帯する事業

（名称）

第２条 当共同企業体は、　　　　　　特定建設工事共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条　当企業体は、事務所を　　　　　　　に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条 当企業体は、　　　年　　月　　日に成立し、建設工事の請負契約の履行後３か月以内を経過するまでの間は、解散することができない。

２　建設工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第５条　当企業体の構成員は、次のとおりとする。

　　　　名称　　　　　　　　　　　　所在地

　　　　名称　　　　　　　　　　　　所在地

　　　　名称　　　　　　　　　　　　所在地

（代表者の名称）

第６条　当企業体は、　　　　　　を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条　当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合）

第８条　各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

　　　　　　　　名称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　パーセント

　　　　　　　　名称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　パーセント

　　　　　　　　名称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　パーセント

２　金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第９条　当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、建設工事の完成に当たるものとする。

（構成員の責任）

第１０条　各構成員は、建設工事の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第１１条　当企業体の取引金融機関は、　　　銀行　　　店とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

（決算）

第１２条　当企業体は、工事竣工の都度当該事業について決算するものとする。

（利益金の配当の割合）

第１３条　決算の結果利益を生じた場合には、第８条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

（欠損金の負担の割合）

第１４条　決算の結果欠損金を生じた場合には、第８条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第１５条　本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

（工事途中における構成員の脱退に対する措置）

第１６条　構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

２　構成員のうち工事途中において発注者及び構成員全員の承認により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

３　発注者及び構成員全員の承認により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第８条に基づく協定書に規定する割合に加えた割合とする他、別途協議により決定する。

４　脱退する構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

５　決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

６　その他脱退に係る不測の事態が発生した場合は構成員双方の協議により決定する。

（工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置）

第１７条　構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、前条第２項から第５項までを準用するものとする。

（解散後の瑕疵担保責任）

第１８条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第１９条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

　　　　　　　　　外　　社は、上記のとおり　　　　　　　　特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書　通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　住　所

名　称

代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　住　所

名　称

代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　住　所

名　称

代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

様式第３号(第１２条関係)

経常建設工事共同企業体協定書

（目的）

第１条　当共同企業体は、建設事業を共同連帯して営むことを目的とする。

（名称）

第２条　当共同企業体は、　　経常建設工事共同企業体（以下「当企業体」という。)と称する。

（事務所の所在地）

第３条　当企業体は、事務所を　　　　　　　　に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　当企業体は、　　　　年　　月　　日に成立し、その存続期間は１年とする。ただし、１年を経過しても当企業体に係る建設工事の請負契約の履行後３か月を経過するまでの間は解散することができない。

２　前項の存続期間は、構成員全員の同意をえて、これを延長することができる。

（構成員の住所及び名称）

第５条　当企業体の構成員は、次のとおりとする。

　　　　名称　　　　　　　　　　　　所在地

　　　　名称　　　　　　　　　　　　所在地

　　　　名称　　　　　　　　　　　　所在地

（代表者の名称）

第６条　当企業体は、　　　　　　を代表者とする。

（代表者の権限)

第７条　当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合）

第８条　当企業体の構成員の出資の割合は別に定めるところによるものとする。

２　金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第９条　当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、建設工事の完成に当たるものとする。

（構成員の責任）

第１０条　各構成員は、建設工事の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第１１条　当企業体の取引金融機関は、　　　銀行　　　店とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

（決算）

第１２条　当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

（利益金の配当の割合）

第１３条　決算の結果利益を生じた場合には、第８条に基づく協定書に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

（欠損金の負担の割合）

第１４条　決算の結果欠損金を生じた場合には、第８条に基づく協定書に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

（権利義務の譲度の制限）

第１５条　本協定書に基づく権利義務は他人に譲度することはできない。

（工事途中における構成員の脱退に対する措置）

第１６条　構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

２　構成員のうち工事途中において発注者及び構成員全員の承認により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

３　発注者及び構成員全員の承認により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第８条に基づく協定書に規定する割合に加えた割合とする。

４　脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

５　決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

６　その他脱退に係る不測の事態が発生した場合は構成員双方の協議により決定する。

（構成員の除名）

第１７条　当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な理由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

２　前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

３　第１項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第２項から第５項までを準用するものとする。

（工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第１８条　構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第１６条第２項から第５項までを準用するものとする。

（代表者の変更）

第１９条　代表者が脱退し、若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

（解散後の瑕疵担保責任）

第２０条　当企業体が解散した後においても、当該工事につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第２１条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

　　　　　　　　　外　　社は、上記のとおり　　　　　　　　経常建設共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書　通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　住　所

名　称

代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　住　所

名　称

代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　住　所

名　称

代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

経常建設共同企業体協定書第８条に基づく協定書

　発注に係る下記工事については、　　経常建設共同企業体協定書第８条の規定により、当企業体構成員の出資の割合を次のとおり定める。

　ただし、当該工事について発注者と契約内容の変更増減があっても構成員の出資の割合は変わらないものとする。

記

１．工事の名称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　工事

２．出資の割合　　名称　　　　　　　　　　　　　　　　　パーセント

　　　　　　　　　　名称　　　　　　　　　　　　　　　　　パーセント

　　　　　　　　　　名称　　　　　　　　　　　　　　　　　パーセント

　　　　　ほか　社は、上記のとおり出資の割合を定めたので、その証拠としてこの協定書　通を作成し、各通に構成員が記名押印して各自所持するものとする。

　　　　　　年　　月　　日

　　　　経常建設共同企業体

代表者　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　㊞

様式第４号（第１２条関係）

建設工事共同企業体誓約書

　当（特定・経常）建設工事共同企業体の全構成員は、次の要件を全て満たしていることを誓約します。

記

１．建設工事入札参加資格審査申請を行い、資格審査で適格と認められ、工事種別ごとに構成員としての要件を満たす等級格付を受けていること。

２．当該建設工事に対応する許可業種につき、許可後１０年を超える営業年数を有すること。

３．原則として、当該建設工事を構成する一部の工種を含む工事について元請としての実績を有し、かつ、当該建設工事と同種の工事を施工した経験を有すること。

４．当該建設工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置し得ること。

５．下請業者を活用する際には、町内業者を優先的に活用すること。

年　　月　　日

（特定・経常）建設工事共同企業体

代表者　　　　　　　　　　　　　㊞

構成員　　　　　　　　　　　　　㊞

構成員　　　　　　　　　　　　　㊞

千代田町長　　様

様式第５号(第１２条関係)

委　任　状

年　　月　　日

千代田町長　　様

共同企業体の名称

共同企業体代表者

の住所、名称及び

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

共同企業体構成員

の住所、名称及び

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

共同企業体構成員

の住所、名称及び

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

下記の者を代理人と定め、当企業体の成立の日から解散の日まで、千代田町が発注する工事に係る次の権限を委任します。

（委任事項）

１．工事の入札及びその他の発注方式に関する権限

２．入札保証金の納付及び受領に関する権限

３．契約保証金の納付及び受領に関する権限

４．前払金、部分払代金、その他請負代金の請求及び受領に関する権限

５．工事の入札及びその他の発注方式に関して復代理人を選任する権限

記

代理人（共同企業体代表者）

共同企業体の名称

住　　　　所

構成員　名　　　　称

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　　 ㊞

様式第６号(第１２条関係)

技術者名簿

〇工事の名称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　工事

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 工事現場に置くべき技術者 | 氏　　　名 | 生年月日 | 免許番号 | 所属業者名 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

（注）１．工事現場に常駐する技術者で、代表構成員は監理技術者資格証を有する専任の者、その他の構成員は主任技術者を専任で配置できる者を各構成員より１名以上とする。

　　　２．免許の写しを添付すること。

年　　月　　日

千代田町長　　様

共同企業体の名称

共同企業体代表者

の住所、名称及び

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

様式第７号(第１２条関係)

使用印鑑届

|  |
| --- |
| （使用印） |
|  |

　上記の印鑑は、入札及び契約の締結並びに代金の請求受領等のために使用したいのでお届けします。

　なお、この印鑑使用のために生じた損害については、一切貴町にご迷惑をかけません。

年　　月　　日

千代田町長　　様

共同企業体の名称

共同企業体代表者

の住所、名称及び

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

様式第８号(第１２条関係)

入札辞退届

〇工事の名称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　工事

　上記について指名を受けましたが、下記の理由により入札参加を辞退します。

記

　１．事態の理由

|  |
| --- |
| （※入札参加の辞退理由は、具体的に記載すること。） |

年　　月　　日

千代田町長　　様

共同企業体の名称

共同企業体代表者

の住所、名称及び

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞